

## 議案第218号

### 職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総合医療センター、十三市民病院又は住吉市民病院に勤務する医師又は歯科医師の職を兼ねる」を「地方独立行政法人大阪市民病院機構が設置する病院における研修（診療に従事することを内容とする研修で市長が定めるものに限る。）を命ぜられている」に改める。

#### 附 則

この条例は、地方独立行政法人大阪市民病院機構の成立の日から施行する。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

給料月額の特例措置の対象となる職員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（抄）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの規定の適用を受ける職員（弘済院に勤務する医師、歯科医師、助産師、看護師及び准看護師並びに医療職給料表(1)の適用を受ける職員で総合医療センター、十三  
**地方独立行政法人大阪市**

市民病院又は住吉市民病院に勤務する医師又は歯科医師の職を兼ねる  
民病院機構が設置する病院における研修（診療に従事することを内容とする研修で市長が定め  
もの（以下これらを「医師等」という。）並びに公益的法的  
るものに限る。）を命ぜられている

人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第2条第1項の規定により派遣された職員で職務に復帰したもののうち医師等との権衡上必要があると認められる職員並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第80号。以下「平成24年給与条例改正条例」という。）附則第5項及び第6項の規定の適用を受ける職員を除く。）の給料（給与条例第5条の3第1項の規定による給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。）の月額、平成24年4月から平成27年3月までの各月分に限り、給与条例第5条の2及び別表第1から別表第5まで並びに平成24年給与条例改正条例附則第10項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1)-(8) 省 略